



金沢市公報

号外第7号の3

平成18年(2006年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●条 例		○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)	1	(スポーツ振興課)	20
○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 ()	4	○金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例 (国際文化課)	22
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)	15	○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (工業振興課)	23
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税務課)	16	○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場)	23
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	17	○金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例 (農林基盤整備課)	24

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第14号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第2条第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 削除

(8) 有毒薬物等取扱手当(第10条)

第2条第22号を次のように改める。

(22) 削除

第2条第27号の3及び第29号を削る。

第2条の2を削る。

第3条第1項中「看護師又は准看護師で、常時」を「職員が、」に、「従事するものに対して」を「従事したときに」に改め、同条第2項中「勤務1月につき6,500円」を「従事した日1日につき290円」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第5条第2項中「300円」を「290円」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条の見出し及び同条第1項中「有毒薬物取扱手当」を「有毒薬物等取扱手当」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 福祉健康局又は環境局に所属する職員で、し尿処理施設の検査業務、放射性同位元素装備機器の取扱業務、悪臭物質若しくは煙道ガスの採取及び検査の業務、自動車の排出ガスの測定業務又は市長が定める有害物質の調査若しくは検査の業務に従事したものの

第13条第1項第1号中「地上5メートル」を「高低差10メートル」に改め、「又は地下5メートル以上の箇所」を削り、「従事する」を「従事した」に改め、同項第2号中「従事する」を「従事した」に改め、同条第2項中「地上15メートル」を「高低差20メートル」に改める。

第14条第1項中「消防危険作業等手当は」の次に「、消防職員のうち」を加え、同項第1号中「消防職員で、」を削り、「者」を「職員で、救助活動又は救助訓練に従事したものに」改め、同項第2号中「消防職員で、」を削り、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「消防職員で、」を削り、「第35条の5の規定に基づく」を「第2条第9項に規定する」に、「者」を「職員」に改め、同項第4号中「消防職員で、地上」を「高低差」に、「者」を「職員」に改め、同項第5号から第9号までの規定中「消防職員で、」を削り、「者」を「職員」に改め、同条第2項中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同項第1号中「勤務1月につき3,900円」を「従事した日1日につき360円」に改め、同項第3号中「者」の次に「が救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置を行った場合」を加える。

第16条第1項第1号中「従事する者」を「従事したものに」改め、同項第2号中「従事する」を「従事した」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「従事する者」を「従事したものに」改め、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項第2号中「勤務1月につき14,400円」を「従事した日1日につき470円」に改め、同項第4号中「600円」を「480円」に改め、同項第5号中「1,700円」を「550円」に改める。

第18条第1項第1号中「又は市立病院」を削り、「の調査研究の業務に従事する者」を「に関する業務に従事するものに」改め、同項第2号中「者」を「もの」に改め、同条第2項中「50,000円」を「80,000円」に改める。

第20条第1項中「社会福祉業務手当は」の次に「、福祉健康局に所属する職員のうち」を加え、同項第1号中「福祉健康局に所属する職員で、」を削り、「もの」を「職員」に改め、同項第3号中「福祉健康局に所属する職員で、」を削り、「もの」を「職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「福祉健康局に所属する職員のうち前号」を「前2号」に改め、「職員で、」の次に「生活保護に関する業務又は市長が定める」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童福祉司又は児童心理司で、常時相談、判定、指導、措置等の業務に従事するもの

第20条第2項第2号中「2,300円」を「9,800円（給与条例第4条第1項第3号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあつては、4,900円）」に改め、同項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第3号の職員 従事した日1日につき、次のア又はイに掲げる業務の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 生活保護に関する業務 470円

イ 市長が定める社会福祉業務 100円

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「者」を「もの」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 常時国民健康保険料又は介護保険料の賦課の業務に従事する職員

第25条第2項中「それぞれ」を削り、同項第6号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「前項第5号」を「前項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前項第5号の職員 従事した日1日につき、次のアからエまでに掲げる業務の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 市税、国民健康保険料又は介護保険料の徴収の業務 470円

イ 固定資産税及び都市計画税の賦課の業務 360円

ウ 市税（固定資産税及び都市計画税を除く。）の賦課の業務 300円

エ 国民健康保険料又は介護保険料の賦課の業務 100円

第26条第1項第1号を削り、同項第2号中「者」を「もの」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「者」を「もの」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号及び第3号」を「前項第1号及び第2号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第2号とする。

第29条第1項中「それぞれ」を削り、同項第1号中「オまで」を「エまで」に改め、同号ウ中「及びオ」を削り、同号オを削り、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第29条の3を削る。

第30条第1項及び第2項を次のように改める。

変則勤務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行なわれる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、その勤務1回につき6,800円を超えない範囲内において市長が定める。

第31条を削る。

第32条中「、第3条第2項」及び「、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項」を削り、「、第26条第2項、第30条第2項及び第3項並びに前条第2項」を「及び第26条第2項」に改め、同条を第31条とし、第33条を第32条とし、第34条を第33条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第15号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（退職手当の支給）」を付し、同条第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第1条の2に見出しとして「（退職手当の支払）」を付し、同条中「から第4条まで」を「、第5条の5及び第5条の6」に、「及び」を「並びに」に改める。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第1条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第4条の3まで及び第5条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第2条に見出しとして「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」を付し、同条第1項中「第4条第1項若しくは第2項」を「第4条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については1年につき 100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については1年につき 100分の160

(6) 31年以上の期間については1年につき 100分の120

第2条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第3条に見出しとして「（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」を付し、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）又は20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第4条に見出しとして「（整理退職等の場合の退職手当の基本額）」を付し、同条第1項中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」

に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第4条の2に見出しとして「(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)」を付し、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第4条第1項に規定する者」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第4条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第4条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第4条の3を削り、第4条の2の3に見出しとして「(勸奨の要件)」を付し、同条を第4条の5とする。

第4条の2の2に見出しとして「(公務又は通勤によることの認定の基準)」を付し、同条を第4条の4とし、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第4条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第6条の4第4項、第7条第3項又は第12条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第6条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第7条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第6条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続きいた在職期間

(2) 第6条第5項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

(3) 第6条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

(4) 第6条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

(5) 第6条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

(6) 第6条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員とし

- ての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第6条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第6条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第6条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第6条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第6条の4第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第6条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第6条の4第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第6条の4第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第6条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第6条の4第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第6条の4第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第6条の4第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

第5条に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付し、同条中「第4条の2」を「第4条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

第5条の2 第4条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第4条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第5条の3 第4条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	第2条から第4条まで	第4条の3の規定により読み替えて適用する第4条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第4条の3の規定により読み替えて適用する第4条の
第5条の2	第4条の2第1項の	第4条の3の規定により読み替えて適用する第4条の2第1項の
	同項第2号イ	第4条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第5条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第4条の2第1項第2号イ	第4条の3の規定により読み替えて適用する第4条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

	当該割合	当該第4条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
--	------	---------------------------------

(退職手当の調整額)

第5条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第4条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項

第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第5条の5 第4条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第1条の3、第4条、第4条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の規定による給料表が適用される職員については給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて規則で定める額をいう。

第5条の6 消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士（以下「消防職員」という。）の職にある者が退職した場合において、その退職に係る退職手当の額が第1条の3又は前条の規定のいずれかに該当するときは、当該規定にかかわらず、第1条の3又は前条の規定による退職手当の額に、その者の給料月額に別表に掲げる在職年数に応ずる増加月数を乗じて得た額に相当する額を加算した額をその者の退職手当の額とする。

2 前項の在職年数の計算は、その者の昭和37年12月1日以後の消防職員としての在職期間とする。

第6条に見出しとして「（勤続期間の計算）」を付し、同条第4項中「法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）に限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、

法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）を「休職月等」に改め、同条第7項中「場合はその端数は」を「場合には、その端数は、」に改め、同項ただし書中「、又は」を「又は」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に、「おいては」を「あつては、」に、「場合は」を「場合には、」に改め、同条第8項中「第4条第3項」を「第5条の5又は第9条」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「第7項の規定にかかわらず第1項から第6項まで」を「前各項」に改め、「在職期間とし、その」を削り、「端数は」を「端数は、」に改める。

第6条の2の前に見出しとして「（勤続期間の計算の特例）」を付する。

第6条の4に見出しとして「（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）」を付し、同条第7項中「第6条第4項」を「第5条の4第1項」に、「同条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第7条に見出しとして「（退職手当の支給制限）」を付し、同条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第5条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第2条第1項及び第4条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第8条に見出しとして「（予告を受けない退職者の退職手当）」を付する。

第9条に見出しとして「（失業者の退職手当）」を付する。

第10条に見出しとして「（遺族の範囲及び順位）」を付する。

第10条の2に見出しとして「（遺族からの排除）」を付する。

第11条に見出しとして「（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）」を付し、同条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第11条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第11条の2に見出しとして「（退職手当の支給の一時差止め）」を付し、同条第1項及び第5項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第11条の3に見出しとして「（退職手当の返納）」を付し、同条第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第12条に見出しとして「（職員以外の地方公務員等となった者の取扱い）」を付する。

第13条に見出しとして「（委任）」を付する。

附則第12項中「第2条から第4条の2までの」を「第1条の3及び第5条の5の」に、「第2条から第4条の2まで、第5条」を「第1条の3から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで」に改め、同項第1号中「第2条から第4条の2まで及び第5条」を「第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の5まで」に改める。

附則第14項中「第2条から第4条までの規定による」を「一般の」に改める。

附則第22項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

附則第23項中「第3条」を「第2条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第24項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の1項を加える。

27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第5条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の金沢市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の金沢市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第22項から第24項まで、附則第7条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第54号。以下この条及び次条において「条例第54号」という。）附則第6項、附則第8条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第52号。以下この条及び次条において「条例第52号」という。）附則第6項から第9項まで、金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第41号。以下この条及び次条において「条例第41号」という。）附則第4項並びに附則第9条の規定による改正前の金沢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第67号。以下この条及び次条において「条例第67号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第1条の3から第4条の3まで及び第5条から第5条の6まで並びに附則第22項から第24項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第54号附則第6項、附則第8条の規定による改正後の条例第52号附則第6項から第9項まで、条例第41号附則第4項並びに附則第9条の規定による改正後の条例第67号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これら